

地域密着型通所介護事業所  
及び日常生活支援総合事業所（通所型サービス）  
運営規程

株式会社 エムリンクオホーツク

デイサービスセンター 夢ふうせんさろま



(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
但し、年末年始（12月31日～1月3日）は除く。
- 2 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- 3 サービス提供時間  
午前9時00分から午後4時10分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10名（(日常生活支援総合事業所（通所型サービス）定員を含む)までとする。

(通所介護の内容、利用料及びその他の費用)

第7条 1 地域密着型通所介護、及び日常総合支援（通所型サービス）の内容は次のとおりとし、地域密着型通所介護、及び日常総合支援（通所型サービス）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護、及び日常生活支援総合事業（通所型サービス）が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合分の額とする。

- ・ 日常生活の支援（排泄の介助、移動の介助、送迎）
- ・ 入浴サービス                      ・ 機能訓練                      ・ 健康チェック
- ・ 食事サービス（食事の提供と介助）
- ・ その他、地域密着型通所介護、及び日常総合支援（通所型サービス）に係るサービス

2 前項の規定の他、食事材料費を1回550円を徴収する。

3 他介護保険対象外のサービスとして、レクリエーション、趣味の活動等で材料費等に掛かる実費を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 ご利用者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 ご利用者自らの健康状態について、日頃と変わったことがあるときは職員に知らせる事。
- 2 他のご利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- 3 センター内の物品等を壊すような行為をしないこと。
- 4 前3号に掲げる物の他、サービス提供の妨げとなる行為をしないこと。

(緊急時における対応方法)

第9条 地域密着型通所介護、及び日常生活支援総合事業サービス（通所型サービス）を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは速やかに

主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第10条 1 事業者は、従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修会及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第11条 1 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事業の通常実施地域)

第12条 事業の通常実施地域は、佐呂間町及び湧別町とする。ただし、地域密着型通所介護事業については、佐呂間町のみとする

(その他運営についての留意事項)

第13条 1 地域密着型通所介護事業所、及び日常生活支援総合事業サービス（通所型サービス）事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

- ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ②継続研修 年3回（4月、8月、12月、）

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるものの他、運営に関する重要事項は、株式会社エムリンクオホーツクと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(安全・有効性の確認)

第14条 運動機能の向上・栄養改善・口腔機能の向上については、使用する用具及び、指導する方法など有効性と安全性を確認し、実施する。

(安全管理体制の確保)

第15条 サービスの提供に当たっては、ご利用者の安全の確保を図るため生活相談員・機能訓練指導員・介護職員が、管理者の責任の下、計画を作成し実施する。又、定期的な評価と見直しを行い、利用者が安心して受けることの出来るサービスの提供に努める。

(ハラスメントの防止)

第16条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録

するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者などの資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

#### 附 則

- ・ この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- ・ 第4条の(職員の職種、員数、及び職務内容)を変更する。  
この変更は、平成27年7月1日より施行する。
- ・ 第4条の(職員の職種、員数、及び職務内容、実施地域)を変更する。  
この変更は、平成28年4月1日より施行する。
- ・ 第7条の(通所介護の内容、利用料及びその他の費用)を変更する。  
この変更は、平成28年8月1日より施行する。
- ・ 第4条の(職員の職種、員数、及び職務内容、実施地域)を変更する。  
この変更は、平成30年4月1日より施行する。
- ・ 第7条の(通所介護の内容、利用料及びその他の費用)を変更する。  
この変更は、令和1年10月1日より施行する。
- ・ 第4条の(職員の職種、員数、及び職務内容、実施地域)を変更する。  
この変更は、令和2年7月1日より施行する。
- ・ 第4条の(職員の職種、員数、及び職務内容、実施地域)を変更する。  
この変更は、令和3年4月1日より施行する。
- ・ 第4条の(職員の職種、員数、及び職務内容、実施地域)を変更する。  
この変更は、令和3年10月1日より施行する。
- ・ 第4条の(職員の職種、員数、及び職務内容、実施地域)を変更する。  
この変更は、令和5年5月1日より施行する。
- ・ 第11条、第16条、第17条、第18条、第19条を  
令和6年4月1日より施行する。